

令和元年度第 4 四半期における専決処理について（概要）

令和 2 年 6 月 1 0 日
原子力規制庁

原子力規制委員会への報告が必要となる専決事項に関する令和元年度第 4 四半期における専決処理案件は合計 1 7 6 件で、その概要は以下のとおり。

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係（1 6 4 件）**（1）原子炉施設等に係る保安規定の変更の認可関係 18 件（別表 1～18）**

例：日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所に係る保安規定の変更認可（別表 1）

（2）原子炉施設等に係る核物質防護規定の変更の認可関係 51 件

（別表 19～69）

例：日本原燃株式会社再処理事業所 MOX 燃料加工施設の核物質防護規定の変更認可（別表 20）

（3）実用発電用原子炉施設の使用の期間及び方法の承認関係 4 件

（別表 70～73）

例：関西電力株式会社高浜発電所第 4 号機特定重大事故等対処施設のうち格納容器バウダリを構成する設備に係る使用承認（別表 70）

（4）実用発電用原子炉施設の使用前検査の省略の指示関係 2 件

（別表 74～75）

例：関西電力株式会社高浜発電所第 3 号機の使用前検査の省略（別表 74）

（5）溶接事業者検査等の実施体制に係る評定関係 15 件（別表 76～90）

例：四国電力株式会社伊方発電所の溶接安全管理審査の評定（別表 76）

（6）廃止措置計画の変更の認可関係 4 件（別表 91～94）

例：九州電力株式会社玄海原子力発電所の廃止措置計画の変更の認可（別表 91）

（7）核燃料物質の使用の変更の許可関係 6 件（別表 95～100）

例：京都大学工学部放射実験室における核燃料物質の使用の変更の許可（別表 95）

(8) 核燃料物質の使用に係る保安規定の変更の認可関係 2 件 (別表 101~102)

例：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所における保安規定の変更の認可 (別表 101)

(9) 核燃料物質の使用に係る核物質防護規定の変更の認可関係 34 件

(別表 103~136)

例：三菱電機株式会社通信機製作所核燃料物質使用施設等の核物質防護規定の変更認可 (別表 104)

(1 0) 核燃料物質の使用に係る廃止措置計画の認可関係 1 件 (別表 137)

例：核燃料物質の使用に係る廃止措置計画の認可 (核燃料物質個人所有者) (別表 137)

(1 1) 国際規制物資に係る計量管理規定の変更の認可関係 13 件

(別表 138~150)

例：青山学院大学相模原キャンパス理工学部アイソトープ実験室の計量管理規定の変更認可 (別表 138)

(1 2) 指定情報処理機関等の事業計画等の認可関係 3 件 (別表 151~153)

例：指定情報処理機関 (公益財団法人核物質管理センター) の令和 2 年度事業計画及び収支予算の認可 (別表 151)

(1 3) 東京電力福島第一原子力発電所の特定原子力施設に係る実施計画の変更の認可関係 10 件 (別表 154~163)

例：2020 年度までの放射性固体廃棄物等の発生量予測の更新及び仮設保管設備の撤去に係る実施計画の変更認可 (別表 154)

(1 4) 東京電力福島第一原子力発電所の使用の期間及び方法の承認関係

1 件 (別表 164)

例：多核種処理水貯槽 (G4 南エリア 26 基) 及び主要配管の一部使用承認 (別表 164)

2. 電気事業法関係 (1 件)

(1 5) 事業用電気工作物の使用の期間及び方法の承認関係 1 件

(別表 165)

例：美浜発電所第 3 号機のうち旧炉内構造物運搬用容器に係る一部使用承認

(別表 165)

3. 放射性同位元素等の規制に関する法律関係（11件）

（16）放射性同位元素等の使用の許可又は変更の許可関係 10件
（別表166～175）

例：茅ヶ崎中央病院の放射線発生装置の使用許可（別表166）

（17）特定許可使用者に係る合併又は分割の認可関係 1件（別表176）

例：国立大学法人東海国立大学機構に係る承認使用者である法人の合併の認可
（別表176）

令和元年度第4四半期における専決処理について

令和2年6月10日
原子力規制庁

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係

整理番号	分類	専決事項	件名	概要	担当課等
1	原子炉施設等に係る保安規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第22条第1項の規定による保安規定の変更認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	核燃料物質の加工施設に係る保安規定の変更の認可について(日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所)	<p>○平成26年1月7日付け(令和元年11月18日付け及び令和2年2月17日付けで一部補正)で、日本原燃株式会社から新規規制基準対応のため、核燃料物質加工事業変更許可申請書に記載した、火災防護活動及び自然災害、重大事故に至るおそれがある事故等発生時の加工施設の保全活動に関する措置等の反映に伴う、同社の濃縮・埋設事業所に係る保安規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、事業変更許可申請書に追加された措置の内容について、保安規定の審査基準に照らして、災害の防止上支障がないことを確認。</p> <p>○令和2年3月13日に認可。</p>	核燃料施設審査部門
2			核燃料物質の加工施設に係る保安規定の変更の認可について(原子燃料工業株式会社東海事業所)	<p>○令和元年7月24日付け(令和元年10月24日付け、令和元年12月10日付け、令和2年2月20日付け及び令和2年3月6日付けで一部補正)で、原子燃料工業株式会社から、保安活動を行う保安管理組織の変更及び新規規制基準対応のため核燃料物質加工事業変更許可申請書に記載した竜巻による飛散防止に関する措置等の反映に伴う、同社の東海事業所に係る保安規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、事業変更許可申請書に追加された保全活動に関する措置の内容について、保安規定の審査基準に照らして、災害の防止上支障がないことを確認。</p> <p>○令和2年3月17日に認可。</p>	核燃料施設審査部門
3		原子炉等規制法第37条第1項の規定による試験研究用等原子炉設置者の保安規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	試験研究用等原子炉施設保安規定の変更の承認について(国立大学法人京都大学 京都大学複合原子力科学研究所)	<p>○令和元年11月22日付けで、国立大学法人京都大学 京都大学複合原子力科学研究所から、令和元年9月19日付けで承認された京都大学複合原子力科学研究所原子炉設置変更承認申請書(研究用原子炉の変更)の変更内容に伴う保安規定の変更承認申請(令和元年12月23日付け一部補正)あり。</p> <p>○審査の結果、各場所に貯蔵される燃料要素のウラン-235の総量が制限値を超えていないこと、及び、各貯蔵場所における燃料要素の貯蔵本数が貯蔵可能本数以下であることを確認したことから、審査基準に照らして、災害の防止上支障のないものであることを確認。</p> <p>○令和2年3月17日に承認。</p>	研究炉等審査部門
4			国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)原子炉施設保安規定の変更の認可について	<p>○令和元年10月1日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)から、JMTR二次冷却塔倒壊に伴う保安規定の変更認可申請(令和元年12月25日付け一部補正)あり。</p> <p>○審査の結果、JMTRの運転を行わないことの明確化、使用しない設備に係る警報装置作動の除外条件の追加等を行うものであり、審査基準と照らして災害の防止上支障がないものであることを確認。</p> <p>○令和2年3月24日に認可。</p>	研究炉等審査部門
5		原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定による発電用原子炉設置者の保安規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(関西電力株式会社高浜発電所)	<p>○令和元年10月8日付け(令和元年12月9日付けで一部補正)で、関西電力株式会社から、高浜発電所3号炉及び4号炉について、発電用原子炉施設保安規定の審査基準の一部改正等に伴う保安規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、重大事故等対処施設の使用を開始するに当たり、必要な教育及び訓練を実施する時期を適切に定めていることに加え、力量が確保できていない場合の対応等を確認。</p> <p>○令和2年1月16日に認可。</p>	実用炉審査部門

6	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(中部電力株式会社浜岡原子力発電所)	<p>○令和元年12月18日付けで、中部電力株式会社から、組織再編及び用語の再定義に伴う保安規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、新たに設置される保安組織は、現行の保安組織が担務する業務分掌及び職務を引き継ぐとしており、保安活動に影響を及ぼさないこと等を確認。</p> <p>○令和2年2月7日に認可。</p>	実用炉審査部門
7	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(北陸電力株式会社志賀原子力発電所)	<p>○令和元年12月23日付けで、北陸電力株式会社から、組織名称の変更に伴う保安規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、保安組織及び職務内容に変更はなく、保安活動に影響を及ぼさないことを確認。</p> <p>○令和2年2月7日に認可。</p>	実用炉審査部門
8	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(関西電力株式会社大飯発電所)	<p>○令和元年12月12日付けで、関西電力株式会社から、大飯発電所3号炉及び4号炉の重大事故等対策体制について、同発電所1号炉及び2号炉の体制と分担を明確化するための体制変更等に伴う保安規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、3号炉及び4号炉の重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動に支障が生じないこと等を確認。</p> <p>○令和2年2月21日に認可。</p>	実用炉審査部門
9	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(東北電力株式会社東通原子力発電所)	<p>○令和元年12月16日付けで、東北電力株式会社から、放射性廃棄物でない廃棄物の管理の追加等に係る保安規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、放射性廃棄物でない廃棄物の管理について、放射性廃棄物でない廃棄物と判断する対象の範囲及び判断方法等を適切に規定していること等を確認。</p> <p>○令和2年2月21日に認可。</p>	実用炉審査部門
10	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(関西電力株式会社美浜発電所)	<p>○平成27年3月17日付け(平成30年1月15日付け、令和元年7月31日付け及び令和元年12月9日付けで一部補正)で、関西電力株式会社から、美浜発電所3号炉の新規制基準への適合に係る保安規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、火災、内部溢水、その他自然災害、重大事故等及び大規模損壊発生時の対応等に係る事項について適切に定められており、審査基準を満足することを確認。</p> <p>○令和2年2月27日に認可。</p>	実用炉審査部門
11	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所)	<p>○平成31年4月5日付け(令和2年1月30日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所5号炉の長期保守管理方針(冷温停止状態の維持を前提とした運転開始後30年の経過に伴う高経年化技術評価に基づくもの)の追加に伴う保安規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、最新の高経年化技術評価を踏まえ、適切に長期保守管理方針が追加されたものであることを確認。</p> <p>○令和2年2月27日に認可。</p>	実用炉審査部門
12	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(東北電力株式会社女川原子力発電所)	<p>○令和元年12月16日付け(令和2年2月25日付けで一部補正)で、東北電力株式会社から、女川原子力発電所第1号炉の廃止措置計画認可申請等に伴う保安規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、女川原子力発電所1号炉の廃止措置に伴い、保安規定を運転段階と廃止措置段階に分編化し、関連する条文の変更及び新規条文の追加を適切に実施するものであり、審査基準を満足すること等を確認。</p> <p>○令和2年3月18日に認可。</p>	実用炉審査部門

13	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(九州電力株式会社玄海原子力発電所)	<p>○令和元年9月27日付け(令和元年12月17日、令和2年1月17日、令和2年2月27日付けで一部補正)で、九州電力株式会社から、玄海原子力発電所1号炉の廃止措置計画の変更認可申請及び同発電所2号炉の廃止措置計画認可申請に伴う保安規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、2号炉の廃止措置に伴い、保安規定を3編構成(運転段階、運転段階(停止中)、廃止措置段階)から2編構成(運転段階、廃止措置段階)に再編し、関連する条文の変更及び新規条文の追加を適切に実施するものであり、審査基準を満足すること等を確認。</p> <p>○令和2年3月18日に認可。</p>	実用炉審査部門
14	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(日本原子力発電株式会社敦賀発電所)	<p>○令和元年10月31日付けで、日本原子力発電株式会社から、敦賀発電所1号炉の放射性廃棄物の新たな保管場所の設定等に係る保安規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、放射能レベルが極めて低いもの(L3)又は放射性物質として扱う必要のないものと推定されるものを対象として、廃止措置計画で定める保管容量を超えないように新たな保管場所を設定し、汚染の広がりを防止する措置を講じること等を確認。</p> <p>○令和2年3月19日に認可。</p>	実用炉審査部門
15	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(九州電力株式会社川内原子力発電所)	<p>○令和元年8月2日付け(令和元年11月14日付け、令和2年1月23日付け及び令和2年3月12日付けで一部補正)で、九州電力株式会社から、川内原子力発電所第1号炉及び2号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う保安規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、特重施設を用いた航空機衝突等への対応及び重大事故等への対応における特重施設の活用並びに教育・訓練の実施等について適切に定められており、審査基準を満足することを確認。</p> <p>○令和2年3月25日に認可。</p>	実用炉審査部門
16	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(関西電力株式会社高浜発電所)	<p>○令和元年12月26日付けで、関西電力株式会社から、有毒ガス発生時の体制整備に伴う保安規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、有毒ガス発生時に講ずべき措置を行う体制の整備に伴い、原子炉施設の運転管理に関する社内標準を整備すること等を確認。</p> <p>○令和2年3月30日に認可。</p>	実用炉審査部門
17	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(九州電力株式会社川内原子力発電所)	<p>○令和元年11月22日付けで、九州電力株式会社から、常設直流電源設備(3系統目)設置に伴う手順等の変更に係る保安規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、全交流動力電源喪失時に蓄電池(3系統目)からの受電について運転操作基準に定めていること等を確認。</p> <p>○令和2年3月30日に認可。</p>	実用炉審査部門
18	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(四国電力株式会社伊方発電所)	<p>○令和元年12月20日付けで、四国電力株式会社から、有毒ガス発生時の体制整備に伴う保安規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、有毒ガス発生時に講ずべき措置を行う体制の整備に伴い、原子炉施設の運転管理に関する社内標準を整備すること等を確認。</p> <p>○令和2年3月31日に認可。</p>	実用炉審査部門

19	原子炉施設等に係る核物質防護規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(日本原燃株式会社再処理事業所MOX燃料加工施設)	○令和元年8月28日付けで、日本原燃株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
20		原子炉等規制法第22条の6第1項の規定による加工事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(日本原燃株式会社再処理事業所MOX燃料加工施設)	○令和元年8月28日付けで、日本原燃株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年3月16日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
21		原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン)	○令和元年10月1日付けで、株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンから、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
22		原子炉等規制法第22条の6第1項の規定による加工事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン)	○令和元年10月1日付けで、株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンから、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年1月29日に認可。 ○国家公安委員会へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
23		原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(三菱原子燃料株式会社)	○令和元年10月4日付けで、三菱原子燃料株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
24		原子炉等規制法第22条の6第1項の規定による加工事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(三菱原子燃料株式会社)	○令和元年10月4日付けで、三菱原子燃料株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年1月15日に認可。 ○国家公安委員会へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門

25	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)試験研究用等原子炉施設)	○令和元年8月27日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
26	原子炉等規制法第43条の2第1項の規定による試験研究用等原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)試験研究用等原子炉施設)	○令和元年8月27日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年3月16日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
27	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)試験研究用等原子炉施設)	○令和元年8月27日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
28	原子炉等規制法第43条の2第1項の規定による試験研究用等原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)試験研究用等原子炉施設)	○令和元年8月27日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年3月16日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
29	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所試験研究用等原子炉施設)	○令和元年8月30日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

30	原子炉等規制法第43条の2第1項の規定による試験研究用等原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等原子炉施設)	○令和元年8月30日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年3月16日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
31	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取にすること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(東芝エネルギーシステム株式会社原子力技術研究所試験研究用等原子炉施設)	○令和元年8月30日付けで、東芝エネルギーシステム株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
32	原子炉等規制法第43条の2第1項の規定による試験研究用等原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事	核物質防護規定の変更認可について(東芝エネルギーシステム株式会社原子力技術研究所試験研究用等原子炉施設)	○令和元年8月30日付けで、東芝エネルギーシステム株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年3月16日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
33	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取にすること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(学校法人近畿大学原子力研究所試験研究用等原子炉施設)	○令和元年8月29日付けで、学校法人近畿大学から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
34	原子炉等規制法第43条の2第1項の規定による試験研究用等原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事	核物質防護規定の変更認可について(学校法人近畿大学原子力研究所試験研究用等原子炉施設)	○令和元年8月29日付けで、学校法人近畿大学から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年3月16日に認可。 ○国家公安委員会へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門

35	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更承認に関する意見聴取について(国立大学法人東京大学大学院工学系研究科原子力専攻試験研究用等原子炉施設)	○令和元年8月29日付けで、国立大学法人東京大学から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更承認申請あり。 ○承認を行うに当たり、国家公安委員会へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
36	原子炉等規制法第43条の2第1項の規定による試験研究用等原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更承認について(国立大学法人東京大学大学院工学系研究科原子力専攻試験研究用等原子炉施設)	○令和元年8月29日付けで、国立大学法人東京大学から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更承認申請あり。 ○審査の結果、令和2年3月16日に承認。 ○国家公安委員会へ同規定を承認した旨を連絡。	核セキュリティ部門
37	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更承認に関する意見聴取について(国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所試験研究用等原子炉施設)	○令和元年8月30日付けで、国立大学法人京都大学から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更承認申請あり。 ○承認を行うに当たり、国家公安委員会へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
38	原子炉等規制法第43条の2第1項の規定による試験研究用等原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更承認について(国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所試験研究用等原子炉施設)	○令和元年8月30日付けで、国立大学法人京都大学から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更承認申請あり。 ○審査の結果、令和2年3月16日に承認。 ○国家公安委員会へ同規定を承認した旨を連絡。	核セキュリティ部門
39	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(東北電力株式会社東通原子力発電所)	○令和元年9月25日付けで、東北電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
40	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(東北電力株式会社東通原子力発電所)	○令和元年9月25日付けで、東北電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年1月15日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門

41	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(関西電力株式会社高浜発電所)	○令和元年10月2日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
42	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事	核物質防護規定の変更認可について(関西電力株式会社高浜発電所)	○令和元年10月2日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年1月29日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
43	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(関西電力株式会社高浜発電所)	○令和元年10月2日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
44	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事	核物質防護規定の変更認可について(関西電力株式会社高浜発電所)	○令和元年10月2日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年2月20日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
45	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(関西電力株式会社美浜発電所)	○令和元年10月9日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
46	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事	核物質防護規定の変更認可について(関西電力株式会社美浜発電所)	○令和元年10月9日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年1月15日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門

47	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(関西電力株式会社大飯発電所)	○令和元年10月10日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
48	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(関西電力株式会社大飯発電所)	○令和元年10月10日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年1月29日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
49	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(関西電力株式会社美浜発電所)	○令和元年10月10日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
50	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(関西電力株式会社美浜発電所)	○令和元年10月10日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年2月6日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
51	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(九州電力株式会社玄海原子力発電所)	○令和元年10月23日付けで、九州電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
52	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(九州電力株式会社玄海原子力発電所)	○令和元年10月23日付けで、九州電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年2月6日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門

53	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(北海道電力株式会社泊発電所)	○令和元年11月1日付けで、北海道電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
54	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(北海道電力株式会社泊発電所)	○令和元年11月1日付けで、北海道電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年2月6日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
55	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(関西電力株式会社美浜発電所)	○令和元年11月12日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
56	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(関西電力株式会社美浜発電所)	○令和元年11月12日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年2月6日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
57	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(関西電力株式会社高浜発電所)	○令和元年11月12日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
58	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(関西電力株式会社高浜発電所)	○令和元年11月12日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年2月20日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門

59	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(関西電力株式会社高浜発電所)	○令和元年12月2日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
60	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(関西電力株式会社高浜発電所)	○令和元年12月2日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年3月9日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
61	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(日本原子力発電株式会社東海第二発電所)	○令和元年12月3日付けで、日本原子力発電株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
62	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(日本原子力発電株式会社東海第二発電所)	○令和元年12月3日付けで、日本原子力発電株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年2月26日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
63	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(東北電力株式会社女川原子力発電所)	○令和元年12月6日付けで、東北電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
64	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(東北電力株式会社女川原子力発電所)	○令和元年12月6日付けで、東北電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年3月26日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門

65	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(九州電力株式会社玄海原子力発電所)	○令和元年12月20日付けで、九州電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
66	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(九州電力株式会社玄海原子力発電所)	○令和元年12月20日付けで、九州電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年3月19日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
67	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(リサイクル燃料貯蔵株式会社)	○令和元年8月27日付けで、リサイクル燃料貯蔵株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
68	原子炉等規制法第43条の25第1項の規定による使用済燃料貯蔵事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(リサイクル燃料貯蔵株式会社)	○令和元年8月27日付けで、リサイクル燃料貯蔵株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年3月16日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
69	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所再処理施設)	○令和元年12月24日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
70	実用発電用原子炉施設の使用の期間及び方法の承認関係	実用炉則第17条第1号及び第3号の規定による使用の期間及び方法の承認に関する事。 関西電力株式会社高浜発電所第4号機特定重大事故等対処施設のうち格納容器ハウジングを構成する設備に係る一部使用承認について	○令和2年1月23日付けで、関西電力株式会社から、高浜発電所第4号機設備のうち格納容器ハウジングを構成する設備に係る一部使用承認の申請あり。 ○審査の結果、発電用原子炉施設の完成した部分を使用しなければならない特別の理由があり、使用する期間及び方法について、保安の確保上支障がないことを確認。 ○令和2年2月17日付けで承認。	専門検査部門

71			関西電力株式会社美浜発電所第3号機のうち旧炉内構造物運搬用容器に係る一部使用承認について	○令和2年2月6日付けで、関西電力株式会社から、美浜発電所第3号機設備のうち旧炉内構造物運搬用容器に係る一部使用承認の申請あり。 ○審査の結果、発電用原子炉施設の完成した部分を使用しなければならない特別の理由があり、使用する期間及び方法について、保安の確保上支障がないことを確認。 ○令和2年3月2日付けで承認。	専門検査部門
72			関西電力株式会社大飯発電所第3号機のうち常用電源設備に係る一部使用承認について	○令和2年1月15日付けで、関西電力株式会社から、大飯発電所第3号機設備のうち常用電源設備(500kv送電線)に係る一部使用承認の申請あり。 ○審査の結果、発電用原子炉施設の完成した部分を使用しなければならない特別の理由があり、使用する期間及び方法について、保安の確保上支障がないことを確認。 ○令和2年2月26日付けで承認。	専門検査部門
73			関西電力株式会社大飯発電所第4号機のうち常用電源設備に係る一部使用承認について	○令和2年1月15日付けで、関西電力株式会社から、大飯発電所第4号機設備のうち常用電源設備(500kv送電線)に係る一部使用承認の申請あり。 ○審査の結果、発電用原子炉施設の完成した部分を使用しなければならない特別の理由があり、使用する期間及び方法について、保安の確保上支障がないことを確認。 ○令和2年2月26日付けで承認。	専門検査部門
74	実用発電用原子炉施設の使用前検査の省略の指示関係	実用炉則第17条第4号の規定による使用前検査の省略の指示に関すること。	関西電力株式会社高浜発電所第3号機の使用前検査の省略について(原子力災害制圧道路整備に伴う周辺監視区域の変更)	○令和元年11月15日付けで、関西電力株式会社から申請があった高浜発電所第3号機の原子力災害制圧道路整備に伴う周辺監視区域の変更に係る工事計画について、令和2年1月24日付けで認可。 ○審査の結果、当該申請は敷地の面積及び形状を変更するものであり、設備の変更はなく現地工事も発生しないことから、使用前検査を要しないことを確認。 ○令和2年2月19日付けで使用前検査の省略を指示。	専門検査部門
75			関西電力株式会社高浜発電所第4号機の使用前検査の省略について(原子力災害制圧道路整備に伴う周辺監視区域の変更)	○令和元年11月15日付けで、関西電力株式会社から申請があった高浜発電所第4号機の原子力災害制圧道路整備に伴う周辺監視区域の変更に係る工事計画について、令和2年1月24日付けで認可。 ○審査の結果、当該申請は敷地の面積及び形状を変更するものであり、設備の変更はなく現地工事も発生しないことから、使用前検査を要しないことを確認。 ○令和2年2月19日付けで使用前検査の省略を指示。	専門検査部門
76	溶接事業者検査等の実施体制に係る評価関係	原子炉等規制法第43条の3の13第5項の規定による溶接安全管理審査の評価に関すること。	溶接事業者検査の実施に係る体制の評価並びに溶接安全管理審査結果及び評価結果の通知について(四国電力株式会社伊方発電所)(更新)	○令和元年10月21日付けで、四国電力株式会社から溶接安全管理審査の申請あり。 ○審査の結果、継続的な品質保証体制及び溶接事業者検査の実施に係る体制について、総合的な評価が「良」であったことから、溶接事業者検査の実施体制について、「十分な体制を有している」と評価。 ○令和2年1月8日付けで評価。	専門検査部門
77			溶接事業者検査の実施に係る体制の評価並びに溶接安全管理審査結果及び評価結果の通知について(日本原子力発電株式会社東海第二発電所)(更新)	○令和元年10月25日付け(令和元年10月31日付けで申請の内容を変更する届出)で、日本原子力発電株式会社から溶接安全管理審査の申請あり。 ○審査の結果、継続的な品質保証体制及び溶接事業者検査の実施に係る体制について、総合的な評価が「良」であったことから、溶接事業者検査の実施体制について、「十分な体制を有している」と評価。 ○令和2年1月22日付けで評価。	専門検査部門

78	溶接事業者検査の実施に係る体制の評定並びに溶接安全管理審査結果及び評定結果の通知について(中部電力株式会社浜岡原子力発電所)	○令和元年8月26日付けで、中部電力株式会社から溶接安全管理審査の申請あり。 ○審査の結果、第3号機廃棄物減溶処理系配管等の溶接事業者検査の実施に係る体制について、総合的な評定が「良」であったことから、溶接事業者検査の実施体制について、「十分な体制は適切に維持されている」と評定。 ○令和2年1月24日付けで評定。	専門検査部門
79	溶接事業者検査の実施に係る体制の評定並びに溶接安全管理審査結果及び評定結果の通知について(東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所)	○令和元年9月3日付け、令和元年9月24日付け及び令和元年10月31日付けで、東京電力ホールディングス株式会社から溶接安全管理審査の申請あり。 ○審査の結果、第7号機不活性ガス系配管等の溶接事業者検査の実施に係る体制について、総合的な評定が「良」であったことから、溶接事業者検査の実施体制について、「十分な体制は適切に維持されている」と評定。 ○令和2年1月24日付けで評定。	専門検査部門
80	溶接事業者検査の実施に係る体制の評定並びに溶接安全管理審査結果及び評定結果の通知について(北陸電力株式会社志賀原子力発電所)(更新)	○令和元年11月15日付けで、北陸電力株式会社から溶接安全管理審査の申請あり。 ○審査の結果、継続的な品質保証体制及び溶接事業者検査の実施に係る体制について、総合的な評定が「良」であったことから、溶接事業者検査の実施体制について、「十分な体制を有している」と評定。 ○令和2年1月27日付けで評定。	専門検査部門
81	溶接事業者検査の実施に係る体制の評定並びに溶接安全管理審査結果及び評定結果の通知について(九州電力株式会社玄海原子力発電所)	○令和元年8月14日付けで、九州電力株式会社から溶接安全管理審査の申請あり。 ○審査の結果、第4号機低温再熱蒸気管等の溶接事業者検査の実施に係る体制について、総合的な評定が「良」であったことから、溶接事業者検査の実施体制について、「十分な体制は適切に維持されている」と評定。 ○令和2年1月31日付けで評定。	専門検査部門
82	溶接事業者検査の実施に係る体制の評定並びに溶接安全管理審査結果及び評定結果の通知について(中国電力株式会社島根原子力発電所)	○令和元年10月15日付けで、中国電力株式会社から溶接安全管理審査の申請あり。 ○審査の結果、第2号機非常用ガス処理系配管等の溶接事業者検査の実施に係る体制について、総合的な評定が「良」であったことから、溶接事業者検査の実施体制について、「十分な体制は適切に維持されている」と評定。 ○令和2年1月31日付けで評定。	専門検査部門
83	溶接事業者検査の実施に係る体制の評定並びに溶接安全管理審査結果及び評定結果の通知について(九州電力株式会社川内原子力発電所)	○平成30年4月13日付け(平成30年6月29日、平成31年2月28日、令和元年5月31日、令和元年6月17日、令和元年7月9日及び令和元年9月4日付けで申請の内容を変更する届出)、平成30年4月13日付け(平成30年6月29日、令和元年5月31日、令和元年6月17日及び令和元年7月9日付けで申請の内容を変更する届出)、令和元年5月31日付け(令和元年6月17日及び令和元年7月9日付けで申請の内容を変更する届出)及び令和元年9月4日付けで、九州電力株式会社から溶接安全管理審査の申請あり。 ○審査の結果、第2号機一次冷却設備配管等の溶接事業者検査の実施に係る体制について、総合的な評定が「良」であったことから、溶接事業者検査の実施体制について、「十分な体制は適切に維持されている」と評定。 ○令和2年2月12日付けで評定。	専門検査部門

84		溶接事業者検査の実施に係る体制の評定並びに溶接安全管理審査結果及び評定結果の通知について(関西電力株式会社美浜発電所)	<p>○平成30年8月24日付け(令和元年6月13日及び令和元年11月13日付けで申請の内容を変更する届出)、平成30年8月31日付け(平成30年11月30日、令和元年6月13日及び令和元年11月13日付けで申請の内容を変更する届出)、令和元年6月20日付け(令和元年8月26日及び令和元年11月13日付けで申請の内容を変更する届出)、平成30年8月31日付け(令和元年6月13日及び令和元年11月13日付けで申請の内容を変更する届出)及び令和元年8月29日付け(令和元年11月13日付けで申請の内容を変更する届出)で、関西電力株式会社から溶接安全管理審査の申請あり。</p> <p>○審査の結果、第3号機廃樹脂貯蔵タンク等の溶接事業者検査の実施に係る体制について、総合的な評定が「良」であったことから、溶接事業者検査の実施体制について、「十分な体制は適切に維持されている」と評定。</p> <p>○令和2年2月21日付けで評定。</p>	専門検査部門
85		溶接事業者検査の実施に係る体制の評定並びに溶接安全管理審査結果及び評定結果の通知について(関西電力株式会社高浜発電所)	<p>○平成30年12月17日付け(令和元年6月20日及び令和元年7月17日付けで申請の内容を変更する届出)、平成31年2月28日付け(令和元年5月17日、令和元年6月20日、令和元年7月17日及び令和元年11月5日付けで申請の内容を変更する届出)、平成31年2月28日付け(平成31年3月13日、令和元年5月17日、令和元年6月20日、令和元年7月17日及び令和元年8月26日付けで申請の内容を変更する届出)、平成31年2月28日付け(令和元年5月17日、令和元年6月20日、令和元年7月17日及び令和元年8月26日付けで申請の内容を変更する届出)、平成31年3月29日付け(令和元年5月17日、令和元年6月20日及び令和元年7月17日付けで申請の内容を変更する届出)、令和元年6月14日付け(令和元年7月17日及び令和元年8月26日付けで申請の内容を変更する届出)、令和元年6月20日付け(令和元年7月17日付けで申請の内容を変更する届出)、令和元年8月29日付け(令和元年11月5日及び令和元年11月29日付けで申請の内容を変更する届出)、令和元年9月26日付け、令和元年8月29日付け及び令和元年8月29日付け(令和元年11月5日及び令和元年12月9日付けで申請の内容を変更する届出)で、関西電力株式会社から溶接安全管理審査の申請あり。</p> <p>○審査の結果、第1号機及び第2号機アニュウス水素濃度測定設備配管等の溶接事業者検査の実施に係る体制について、総合的な評定が「良」であったことから、溶接事業者検査の実施体制について、「十分な体制は適切に維持されている」と評定。</p> <p>○令和2年3月10日付けで評定。</p>	専門検査部門
86		溶接事業者検査の実施に係る体制の評定並びに溶接安全管理審査結果及び評定結果の通知について(中国電力株式会社島根原子力発電所)	<p>○令和元年12月24日付け(令和2年2月12日付けで申請の内容を変更する届出)で、中国電力株式会社から溶接安全管理審査の申請あり。</p> <p>○審査の結果、第2号機出力領域計装検出器集合体(LPRM)の溶接事業者検査の実施に係る体制について、総合的な評定が「良」であったことから、溶接事業者検査の実施体制について、「十分な体制は適切に維持されている」と評定。</p> <p>○令和2年3月23日付けで評定。</p>	専門検査部門
87	原子炉等規制法第43条の3の16第6項において準用する第43条の3の13第5項の規定による定期安全管理審査の評定に関すること。	関西電力株式会社高浜発電所第4号機の第7回定期安全管理審査の審査結果及び評定の結果並びに通知について	<p>○平成30年4月17日付けで、関西電力株式会社から高浜発電所第4号機の定期安全管理審査申請の申請あり。</p> <p>○審査の結果、「品質マネジメントシステムは機能しており、定期事業者検査はおおむね自立的かつ適切な実施体制で実施されている」と評定。</p> <p>○令和2年1月9日付けで評定。</p>	専門検査部門
88		九州電力株式会社川内原子力発電所第2号機の第8回定期安全管理審査の審査結果及び評定の結果並びに通知について	<p>○平成30年3月22日付け(平成30年7月6日付けで申請の内容を変更する届出)で、九州電力株式会社から川内原子力発電所第2号機の定期安全管理審査申請の申請あり。</p> <p>○審査の結果、「品質マネジメントシステムは機能しており、定期事業者検査はおおむね自立的かつ適切な実施体制で実施されている」と評定。</p> <p>○令和2年1月17日付けで評定。</p>	専門検査部門

89		関西電力株式会社高浜発電所第3号機の第9回定期安全管理審査の審査結果及び評定の結果並びに通知について	<p>○平成30年7月2日付けで、関西電力株式会社から高浜発電所第3号機の定期安全管理審査申請の申請あり。</p> <p>○審査の結果、「品質マネジメントシステムは機能しており、定期事業者検査はおおむね自律的かつ適切な実施体制で実施されている」と評定。</p> <p>○令和2年3月10日付けで評定。</p>	専門検査部門
90		四国電力株式会社伊方発電所第3号機の第7回定期安全管理審査の審査結果及び評定の結果並びに通知について	<p>○平成29年8月29日付け(平成30年6月1日、平成30年9月26日及び令和元年6月27日付けで申請の内容を変更する届出)で四国電力株式会社から伊方発電所第3号機定期安全管理審査申請の申請あり。</p> <p>○審査の結果、「品質マネジメントシステムは機能しており、定期事業者検査はおおむね自律的かつ適切な実施体制で実施されている」と評定。</p> <p>○令和2年3月25日付けで評定。</p>	専門検査部門
91	廃止措置計画の変更の認可関係	原子炉等規制法第43条の3の34第3項において準用する第12条の6第3項の規定による廃止措置計画の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	<p>○令和元年9月3日付け(令和2年2月27日付けで一部補正)で、九州電力株式会社から、玄海原子力発電所2号炉の廃止措置に伴う同発電所1号炉の廃止措置計画の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、2号炉の廃止措置に伴い2号炉と1号炉の共用施設を解体対象施設に含めること、廃止措置の工程を2号炉に合わせて変更すること等を確認。</p> <p>○令和2年3月18日に認可。</p>	実用炉審査部門
92		発電用原子炉施設廃止措置計画の変更の認可について(日本原子力発電株式会社敦賀発電所)	<p>○令和元年10月31日付け(令和2年3月9日付けで一部補正)で、日本原子力発電株式会社から、雑固体廃棄物及び解体工事で発生する金属等を圧縮するための新たな圧縮減容装置の導入及び解体方法の変更等に係る敦賀発電所1号炉の廃止措置計画の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、圧縮減容装置の導入に伴う放射性物質の拡散及び漏えい防止対策並びに放射線業務従事者の被ばく低減対策等の措置が適切に講じられることを確認。</p> <p>○令和2年3月19日に認可。</p>	実用炉審査部門
93		発電用原子炉施設廃止措置計画の変更の認可について(日本原子力発電株式会社東海発電所)	<p>○令和元年11月22日(令和2年3月19日付けで一部補正)で、日本原子力発電株式会社から、取水路及び放水路の一部閉塞に伴う解体対象施設の変更等に係る東海発電所の廃止措置計画の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、東海第二発電所防潮堤設置による東海発電所取水路及び放水路の一部の閉塞に伴い汚染のない当該閉塞部分等を解体対象施設から除く等解体対象施設を適切に変更するものであること等を確認。</p> <p>○令和2年3月26日に認可。</p>	実用炉審査部門
94		原子炉等規制法第50条の5第3項において準用する第12条の6第3項の規定による廃止措置計画の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	<p>○平成30年11月9日付け(令和元年9月26日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核燃料サイクル工学研究所再処理施設(東海再処理施設)について、廃止措置における安全対策の検討に用いる地震動、津波、竜巻及び火山事象の策定に伴う廃止措置計画変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、平成30年第50回原子力規制委員会において了承された「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所再処理施設の廃止措置計画の審査方針について」の内容を踏まえ、検討対象とする地震や敷地に最も影響を及ぼす津波波源が、東海第二発電所及びJRR-3のものと同様であることを確認したことから、廃止措置の実施が使用済燃料、核燃料物質若しくは使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物による災害の防止上適切なものであることを確認。</p> <p>○令和2年2月10日に認可。</p>	研究炉等審査部門

95	核燃料物質の使用の変更の許可関係	原子炉等規制法第55条第1項の規定による核燃料物質の使用の変更の許可(原子炉等規制法第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係る変更の許可のうち重要なものを除く。)に関すること。	核燃料物質の使用に係る使用の変更の承認について(京都大学工学部放射実験室)	○令和元年5月30日付け(令和元年12月2日付け一部補正)で、国立大学法人京都大学から、京都大学工学部放射実験室における核燃料物質の種類、数量及び設備等に係る使用変更承認申請あり。 ○審査の結果、新たに追加する核燃料物質の使用に係る閉じ込め機能、遮蔽等は、既承認の設計を維持されることを確認したことから、本申請に係る使用施設等の位置、構造及び設備が核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上支障がないものであることを確認。 ○令和2年1月9日に承認。	研究炉等審査部門
96			核燃料物質の使用に係る使用の変更の承認について(東北大学金属材料研究所)	○令和元年12月4日付けで、国立大学法人東北大学から、東北大学金属材料研究所における気体廃棄設備のうち、排風機の更新に係る使用変更承認申請あり。 ○審査の結果、排風機の更新後においても、気体廃棄設備の排気能力が維持されることを確認したことから、本申請に係る使用施設等の位置、構造及び設備が核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上支障がないものであることを確認。 ○令和2年1月21日に承認。	研究炉等審査部門
97			核燃料物質の使用に係る使用の変更の承認について(京都大学エネルギー理工学研究所)	○令和元年8月9日付け(令和元年12月11日付け一部補正)で、国立大学法人京都大学から、京都大学エネルギー理工学研究所における核燃料物質の種類、数量の変更に係る使用変更承認申請あり。 ○審査の結果、変更後においても閉じ込め機能、遮蔽能力等は既承認の設計が維持されることを確認したことから、本申請に係る使用施設等の位置、構造及び設備が核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上支障がないものであることを確認。 ○令和2年1月28日に承認。	研究炉等審査部門
98			核燃料物質の使用に係る使用の変更の承認について(大阪大学大学院工学研究科)	○令和2年2月6日付けで、国立大学法人大阪大学から、大阪大学大学院工学研究科において、核燃料物質を貯蔵するための貯蔵箱の追加等に係る使用変更承認申請あり。 ○審査の結果、追加する貯蔵箱を設置する貯蔵施設には十分な貯蔵能力があり、貯蔵箱は遮蔽対策、火災対策を行うとしていること等から、本申請に係る使用施設等の位置、構造及び設備が核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上支障がないものであることを確認。 ○令和2年2月17日に承認。	研究炉等審査部門
99			核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所)	○令和元年10月9日付け(令和元年12月25日付け一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所において、L棟に核燃料物質を貯蔵するための貯蔵施設の追加等に係る使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、貯蔵施設には十分な貯蔵能力があり、追加する貯蔵施設は遮蔽対策、火災対策を行うとしていること等から、本申請に係る使用施設等の位置、構造及び設備が核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上支障がないものであることを確認。 ○令和2年2月26日に許可。	研究炉等審査部門

100		核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について(富士フィルム富山化学株式会社 千葉工場)	核燃料物質の使用施設に係る保安規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	○令和2年1月9日付け(令和2年2月17日付け一部補正)で、富士フィルム富山化学株式会社から、富士フィルム富山化学株式会社 千葉工場において、核燃料物質を遮へい材に使用した遮へい容器の追加及びそれに伴う使用量及び貯蔵量の増加等に係る使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、貯蔵施設には十分な貯蔵能力があり、核燃料物質は遮へい容器により閉じ込められ十分な遮蔽がなされていることを確認したことから、本申請に係る使用施設等の位置、構造及び設備が核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上支障がないものであることを確認。 ○令和2年3月9日に許可。	研究炉等審査部門
101	核燃料物質の使用に係る保安規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第57条第1項の規定による保安規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	核燃料物質の使用施設に係る保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所)	○令和元年8月9日付け(令和元年11月15日付け及び令和2年1月17日付け一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所における、周辺監視区域境界の変更に係る保安規定変更認可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても、周辺監視区域境界での関係者以外の者の立ち入りを制限する措置等を継続すること及び周辺監視区域境界での線量限度は超えないことを確認したことから、保安規定の審査基準に照らして、災害の防止上支障のないことを確認。 ○令和2年2月21日に認可。	研究炉等審査部門
102		核燃料物質の使用施設に係る保安規定の変更の認可について(日本核燃料開発株式会社)	核燃料物質の使用施設に係る保安規定の変更の認可について(日本核燃料開発株式会社)	○令和元年9月13日付け(令和元年12月20日付け及び令和2年2月10日付け一部補正)で、日本核燃料開発株式会社から、追加した貯蔵施設の定期的な自主検査に係る使用変更許可を踏まえた保安規定変更認可申請あり。 ○審査の結果、定期的な自主検査の検査項目が明確になっていること等から、保安規定の審査基準に照らして、災害の防止上支障のないことを確認。 ○令和2年3月11日に認可。	研究炉等審査部門
103	核燃料物質の使用に係る核物質防護規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(三菱電機株式会社通信機製作所核燃料物質使用施設等)	○令和元年8月26日付けで、三菱電機株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
104		原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(三菱電機株式会社通信機製作所核燃料物質使用施設等)	○令和元年8月26日付けで、三菱電機株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年3月16日に認可。 ○国家公安委員会へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
105		原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)核燃料物質使用施設等)	○令和元年8月27日付け(令和元年10月29日付け一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

106	原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)核燃料物質使用施設等)	○令和元年8月27日付け(令和元年10月29日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年3月16日に承認。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
107	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)核燃料物質使用施設等)	○令和元年8月27日付け(令和元年10月29日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
108	原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)核燃料物質使用施設等)	○令和元年8月27日付け(令和元年10月29日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年3月16日に承認。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
109	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター核燃料物質使用施設等)	○令和元年8月28日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
110	原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター核燃料物質使用施設等)	○令和元年8月28日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年3月16日に認可。 ○国家公安委員会へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
111	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設等)	○令和元年8月28日付け(令和元年11月7日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

112	原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設等)	○令和元年8月28日付け(令和元年11月7日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年3月16日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
113	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(ニュークリア・デベロップメント株式会社核燃料物質使用施設等)	○令和元年8月28日付けで、ニュークリア・デベロップメント株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
114	原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(ニュークリア・デベロップメント株式会社核燃料物質使用施設等)	○令和元年8月28日付けで、ニュークリア・デベロップメント株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年3月16日に認可。 ○国家公安委員会へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
115	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(公益財団法人核物質管理センター東海保障措置センター核燃料物質使用施設等)	○令和元年8月28日付けで、公益財団法人核物質管理センターから、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
116	原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(公益財団法人核物質管理センター東海保障措置センター核燃料物質使用施設等)	○令和元年8月28日付けで、公益財団法人核物質管理センターから、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年3月16日に認可。 ○国家公安委員会へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
117	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(公益財団法人核物質管理センター六カ所保障措置センター核燃料物質使用施設等)	○令和元年8月28日付けで、公益財団法人核物質管理センターから、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

118	原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(公益財団法人核物質管理センター六カ所保障措置センター核燃料物質使用施設等)	○令和元年8月28日付けで、公益財団法人核物質管理センターから、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年3月16日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
119	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人産業技術総合研究所つくば中央第二事業所核燃料物質使用施設等)	○令和元年8月28日付けで、国立研究開発法人産業技術総合研究所から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
120	原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人産業技術総合研究所つくば中央第二事業所核燃料物質使用施設等)	○令和元年8月28日付けで、国立研究開発法人産業技術総合研究所から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年3月16日に認可。 ○国家公安委員会へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
121	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(学校法人近畿大学原子力研究所核燃料物質使用施設等)	○令和元年8月29日付け(令和元年10月30日付けで一部補正)で、学校法人近畿大学から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
122	原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(学校法人近畿大学原子力研究所核燃料物質使用施設等)	○令和元年8月29日付け(令和元年10月30日付けで一部補正)で、学校法人近畿大学から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年3月16日に認可。 ○国家公安委員会へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
123	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更承認に関する意見聴取について(国立大学法人東京大学大学院工学系研究科原子力専攻核燃料物質使用施設等)	○令和元年8月29日付けで、国立大学法人東京大学から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更承認申請あり。 ○承認を行うに当たり、国家公安委員会へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

124	原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(国立大学法人東京大学大学院工学系研究科原子力専攻核燃料物質使用施設等)	○令和元年8月29日付けで、国立大学法人東京大学から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更承認申請あり。 ○審査の結果、令和2年3月16日に承認。 ○国家公安委員会へ同規定を承認した旨を連絡。	核セキュリティ部門
125	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(原子燃料工業株式会社熊取事業所核燃料物質使用施設等)	○令和元年8月29日付けで、原子燃料工業株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
126	原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(原子燃料工業株式会社熊取事業所核燃料物質使用施設等)	○令和元年8月29日付けで、原子燃料工業株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年3月16日に認可。 ○国家公安委員会へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
127	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所核燃料物質使用施設等)	○令和元年8月30日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
128	原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所核燃料物質使用施設等)	○令和元年8月30日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年3月16日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
129	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(東芝エネルギーシステム株式会社原子力技術研究所核燃料物質使用施設等)	○令和元年8月30日付けで、東芝エネルギーシステム株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

130	原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(東芝エネルギーシステム株式会社原子力技術研究所核燃料物質使用施設等)	○令和元年8月30日付けで、東芝エネルギーシステム株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年3月16日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
131	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更承認に関する意見聴取について(国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所核燃料物質使用施設等)	○令和元年8月30日付けで、国立大学法人京都大学から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更承認申請あり。 ○承認を行うに当たり、国家公安委員会へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
132	原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関すること。	核物質防護規定の変更承認について(国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所核燃料物質使用施設等)	○令和元年8月30日付けで、国立大学法人京都大学から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更承認申請あり。 ○審査の結果、令和2年3月16日に承認。 ○国家公安委員会へ同規定を承認した旨を連絡。	核セキュリティ部門
133	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(日本核燃料開発株式会社核燃料物質使用施設等)	○令和元年8月30日付けで、日本核燃料開発株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
134	原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(日本核燃料開発株式会社核燃料物質使用施設等)	○令和元年8月30日付けで、日本核燃料開発株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年3月16日に認可。 ○国家公安委員会へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
135	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更承認に関する意見聴取について(国立大学法人東京工業大学科学技術創成研究院先導原子力研究所核燃料物質使用施設等)	○令和元年8月30日付けで、国立大学法人東京工業大学から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更承認申請あり。 ○承認を行うに当たり、国家公安委員会へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

136		原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関すること。	核物質防護規定の変更承認について(国立大学法人東京工業大学科学技術創成研究院先導原子力研究所核燃料物質使用施設等)	○令和元年8月30日付けで、国立大学法人東京工業大学から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更承認申請あり。 ○審査の結果、令和2年3月16日に承認。 ○国家公安委員会へ同規定を承認した旨を連絡。	核セキュリティ部門
137	核燃料物質の使用に係る廃止措置計画の認可関係	原子炉等規制法第57条の6第2項の規定による使用者の廃止措置計画の認可(原子炉等規制法第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係る認可を除く。)に関すること。	核燃料物質の使用に係る廃止措置計画の認可について(核燃料物質個人所有者)	○令和2年1月24日付けで、核燃料物質個人所有者から、核燃料物質の使用に係る廃止措置計画認可申請あり。 ○審査の結果、解体の対象となる施設及びその解体の方法、核燃料物質の管理及び譲渡の方法、核燃料物質による汚染の除去の方法、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄、廃止措置期間中に機能を維持すべき設備及びその機能並びにその機能を維持すべき期間及び廃止措置の実施体制について、災害防止上支障のないことを確認。 ○令和2年2月17日に認可。	研究炉等審査部門
138	国際規制物資に係る計量管理規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第61条の8第1項の規定による国際規制物資使用者以外に係る計量管理規定の認可及び変更の認可に関すること(重要なものを除く。)	計量管理規定の変更の認可について(青山学院大学相模原キャンパス理工学部アイソトープ実験室)	○令和元年11月1日付けで、学校法人青山学院から、主要測定点(KMP)の新規設定等に伴う青山学院大学相模原キャンパス理工学部アイソトープ実験室の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、主要測定点(KMP)の新規設定等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年1月15日に認可。	保障措置室
139			計量管理規定の変更の承認について(国立大学法人大阪大学大学院工学研究科環境・エネルギー工学専攻)	○令和元年11月6日付けで、国立大学法人大阪大学から、主要測定点(KMP)の新規設定等に伴う大学院工学研究科環境・エネルギー工学専攻の計量管理規定の変更承認申請あり。 ○審査の結果、主要測定点(KMP)の新規設定等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年1月15日に承認。	保障措置室
140			計量管理規定の変更の認可について(地方独立行政法人岐阜県総合医療センター)	○令和元年11月20日付けで、地方独立行政法人岐阜県総合医療センターから、主要測定点(KMP)の新規設定等に伴う岐阜県総合医療センターの計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、主要測定点(KMP)の新規設定等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年1月15日に認可。	保障措置室
141			計量管理規定の変更の承認について(国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所)	○令和元年12月27日付けで、国立大学法人京都大学から、主要測定点(KMP)に係る記載内容の適正化等に伴う複合原子力科学研究所の計量管理規定の変更承認申請あり。 ○審査の結果、主要測定点(KMP)に係る記載内容の適正化等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年1月17日に承認。	保障措置室
142			計量管理規定の変更の認可について(北海道電力株式会社総合研究所)	○令和元年11月26日付けで、北海道電力株式会社から、主要測定点(KMP)の新規設定等に伴う総合研究所の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、主要測定点(KMP)の新規設定等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年2月28日に認可。	保障措置室

143	計量管理規定の変更の認可について（福井県原子力環境監視センター）	○令和元年11月28日付けで、福井県から、主要測定点(KMP)の新規設定等に伴う原子力環境監視センターの計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、主要測定点(KMP)の新規設定等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年2月28日に認可。	保障措置室
144	計量管理規定の変更の認可について（静岡県立大学）	○令和元年12月12日付けで、静岡県公立大学法人から、棚卸間隔の適正化等に伴う静岡県立大学の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、棚卸間隔の適正化等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年3月9日に認可。	保障措置室
145	計量管理規定の変更の認可について（東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所）	○令和2年2月27日付けで、東京電力ホールディングス株式会社から、組織変更等に伴う福島第一原子力発電所の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、組織変更等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年3月23日に認可。	保障措置室
146	計量管理規定の変更の認可について（九州電力株式会社玄海原子力発電所）	○令和2年2月26日付けで、九州電力株式会社から、組織改正等に伴う玄海原子力発電所の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、組織改正等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年3月24日に認可。	保障措置室
147	計量管理規定の変更の認可について（北海道電力株式会社泊発電所）	○令和2年3月12日付けで、北海道電力株式会社から、組織内の業務範囲の見直し等に伴う泊発電所の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、組織内の業務範囲の見直し等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年3月30日に認可。	保障措置室
148	計量管理規定の変更の認可について（一般財団法人九州環境管理協会）	○令和2年1月27日付けで、一般財団法人九州環境管理協会から、計量管理責任者の役職名称の変更等に伴う九州環境管理協会の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、計量管理責任者の役職名称の変更等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年3月30日に認可。	保障措置室
149	計量管理規定の変更の承認について（国立大学法人北海道大学核燃料物質貯蔵施設）	○令和2年1月17日付けで、国立大学法人北海道大学から、主要測定点(KMP)の新規設定等に伴う核燃料物質貯蔵施設の計量管理規定の変更承認申請あり。 ○審査の結果、主要測定点(KMP)の新規設定等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年3月30日に承認。	保障措置室
150	計量管理規定の変更の認可について（三菱マテリアル株式会社さいたま総合事務所）	○令和2年1月8日付けで、三菱マテリアル株式会社から、計量管理責任者の適正化等に伴うさいたま総合事務所の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、計量管理責任者の適正化等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年3月30日に認可。	保障措置室

151	指定情報処理機関の事業計画等の認可関係	原子炉等規制法第61条の17第1項の規定による指定情報処理機関の事業計画等の認可及び変更の認可に関すること。	令和2年度事業計画及び収支予算の認可について(情報処理業務)	○令和2年3月4日付けで、指定情報処理機関である公益財団法人核物質管理センターから、令和2年度事業計画及び収支予算の認可申請あり。 ○審査の結果、同センターの情報処理能力、経理的基礎その他業務の信頼性確保の観点から適当と認められることを確認。 ○令和2年3月26日に認可。	保障措置室
152	指定保障措置検査等実施機関の業務規定の認可関係	原子炉等規制法第61条の23の8第1項の規定による指定保障措置検査等実施機関の業務規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関すること。	指定保障措置検査等実施機関業務規定の変更の認可について	○令和2年3月24日付けで、指定保障措置検査等実施機関である公益財団法人核物質管理センターから、同センター内の所掌業務の変更等に伴う業務規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、同センター内の所掌業務の変更等に伴う業務規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年3月31日に認可。	保障措置室
153	指定保障措置検査等実施機関の事業計画等の認可関係	原子炉等規制法第61条の23の20において準用する第61条の17第1項の規定による指定保障措置検査等実施機関の事業計画の認可及び変更の認可に関すること。	令和2年度事業計画及び収支予算の認可について(保障措置検査等実施業務)	○令和2年3月4日付けで、指定保障措置検査等実施機関である公益財団法人核物質管理センターから、令和2年度事業計画及び収支予算の認可申請あり。 ○審査の結果、同センターの保障措置検査等実施能力、経理的基礎その他業務の信頼性確保の観点から適当と認められることを確認。 ○令和2年3月26日に認可。	保障措置室
154	東京電力福島第一原子力発電所の特定原子力施設に係る実施計画の変更の認可関係	原子炉等規制法第64条の3第2項の規定による実施計画の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	○平成30年9月3日付け(平成30年10月26日、令和元年12月10日及び令和元年12月25日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、2020年度までの放射性固体廃棄物等の発生量予測の更新及び仮設保管設備の撤去に係る実施計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、2020年度までの放射性固体廃棄物等の発生量予測の更新について、2020年度まで放射性固体廃棄物等の保管容量が確保されること及び、仮設保管設備の撤去について、適切な放射性気体廃棄物の飛散防止対策、可能な限り作業員の被ばく低減対策が講じられること等を確認。 ○令和2年1月6日に認可。	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
155			特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	○令和元年6月13日付け(令和元年9月6日、令和元年10月10日、令和元年12月9日及び令和元年12月26日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、1～4号機建屋滞留水移送装置の追設に係る実施計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、1～4号機建屋滞留水移送装置の追設について、追設するポンプ等の設置場所の床面の露出維持が可能なこと、追設するポンプ等が既認可のものと同様に設計されること、設置工事において可能な限り作業員の被ばく低減対策が講じられること等を確認。 ○令和2年1月30日に認可。	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
156			特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	○令和元年9月25日付け(令和2年1月20日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、増設雑固体廃棄物焼却設備設置に伴う管理対象区域、管理区域の変更等に係る実施計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、増設雑固体廃棄物焼却設備の設置に係る運用管理等の業務について保安上影響がでない体制が整備されていること、増設雑固体焼却設備の設置に伴い必要な管理区域等の設定がされていること等を確認。 ○令和2年2月13日に認可。	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

157		特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	<p>○令和元年9月26日付け(令和2年1月17日及び令和2年2月14日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、福島第一廃炉推進カンパニーの組織改編に係る実施計画の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、福島第一廃炉推進カンパニーの組織改編について、発電所における従前の保守管理を中心とした組織体系から現在のプロジェクト中心の業務形態に適した組織体系の構築のための変更であること、プロジェクト推進強化のためにプロジェクトマネジメント室を設置すること、品質管理体制強化のために廃炉安全・品質室を設置すること等を確認。</p> <p>○令和2年2月19日に認可。</p>	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
158		特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	<p>○令和元年7月16日付け(令和2年2月3日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、放射性物質分析・研究施設第1棟の一部設計変更に係る実施計画の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、汚染拡大防止を目的として廃液の払出し場所を屋外から屋内に変更すること、また変更後も廃液移送時の漏えい防止及び漏えい拡大防止対策が適切に講じられること等を確認。</p> <p>○令和2年3月4日に認可。</p>	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
159		特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	<p>○平成31年3月15日付け(令和元年7月29日、令和元年12月27日、令和2年2月20日、令和2年3月4日及び令和2年3月24日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、5・6号機に関する実施計画全体の見直し等に係る実施計画の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、5・6号機の全ての燃料が使用済燃料プールに移され今後燃料が原子炉に装架されないこと等から原子炉の冷温停止、監視等の機能に対する要求がなくなり、使用済燃料プールの冷却に係る機能等の必要な機能は残されること等を確認。</p> <p>○令和2年3月26日に認可。</p>	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
160	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	特定原子力施設に係る実施計画(4 特定核燃料物質の防護)の変更認可に関する意見聴取について(東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所)	<p>○令和元年10月16日付けで東京電力ホールディングス株式会社から、特定原子力施設に係る実施計画(4 特定核燃料物質の防護)の変更認可申請あり。</p> <p>○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。</p>	核セキュリティ部門
161	原子炉等規制法第64条の3第2項の規定による実施計画の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)	特定原子力施設に係る実施計画(4 特定核燃料物質の防護)の変更認可について(東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所)	<p>○令和元年10月16日付けで東京電力ホールディングス株式会社から、特定原子力施設に係る実施計画(4 特定核燃料物質の防護)の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、令和2年2月6日に認可。</p> <p>○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。</p>	核セキュリティ部門
162	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	特定原子力施設に係る実施計画(4 特定核燃料物質の防護)の変更認可に関する意見聴取について(東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所)	<p>○令和元年11月28日付けで東京電力ホールディングス株式会社から、特定原子力施設に係る実施計画(4 特定核燃料物質の防護)の変更認可申請あり。</p> <p>○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。</p>	核セキュリティ部門

163		原子炉等規制法第64条の3第2項の規定による実施計画の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	特定原子力施設に係る実施計画(4 特定核燃料物質の防護)の変更認可について(東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所)	○令和元年11月28日付けで東京電力ホールディングス株式会社から、特定原子力施設に係る実施計画(4 特定核燃料物質の防護)の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年3月19日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
164	東京電力福島第一原子力発電所の使用の期間及び方法の承認関係	東京電力福島第一原子炉施設規則第20条第2項第1号及び第2号の規定による使用の期間及び方法の承認に関する事。	東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の一部使用について(多核種処理水貯槽(G4南エリア 26基)及び主要配管の一部)	○令和元年12月10日付けで、東京電力ホールディングス株式会社から、福島第一原子力発電所の多核種処理水貯槽(G4南エリア 26基)及び主要配管の一部に係る一部使用承認の申請あり。 ○審査の結果、発電用原子力施設の完成した部分を使用しなければならない特別の理由があり、使用の期間及び使用の方法について、保安の確保上支障がないことを確認。 ○令和2年2月21日付けで承認。	専門検査部門

2. 電気事業法関係

整理番号	分類	専決事項	件名	概要	担当課等
165	事業用電気工作物の使用の期間及び方法の承認関係	原子力発電工作物保安命令第18条第1号又は第3号の規定による電気工作物の使用の期間及び方法の承認に關すること。	美浜発電所第3号機のうち旧炉内構造物運搬用容器に係る一部使用承認について	<p>○令和2年2月6日付けで、関西電力株式会社から、美浜発電所第3号機設備のうち旧炉内構造物運搬用容器に係る一部使用承認の申請あり。</p> <p>○審査の結果、事業用電気工作物の完成した部分を使用しなければならない特別の理由があり、使用する期間及び方法について、保安の確保上支障がないことを確認。</p> <p>○令和2年3月2日付けで承認。</p>	専門検査部門

3. 放射性同位元素等の規制に関する法律

整理番号	分類	専決事項	件名	概要	担当課等
166	放射性同位元素等の使用の許可又は変更の許可関係	放射性同位元素等規制法第3条第1項の規定による放射性同位元素及び放射線発生装置の施設検査を要する使用の許可(重要なものを除く。)に関する事。	放射線発生装置の使用許可について(茅ヶ崎中央病院)	○令和元年12月16日付けで、医療法人社団康心会から茅ヶ崎中央病院(茅ヶ崎市)の放射線発生装置(サイバーナイフ1台)の新規設置等について、使用許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用にあたって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和2年1月29日に許可。	放射線規制部門
167			放射線発生装置の使用許可について(友愛医療センター)	○令和2年1月29日付けで、社会医療法人友愛会から友愛医療センター(豊見城市)の放射線発生装置(直線加速装置1台)の新規設置について、使用許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用にあたって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和2年3月19日に許可。	放射線規制部門
168		放射性同位元素等規制法第10条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可(重要なものを除く。)に関する事。	許可使用に係る変更許可について(戸田中央総合病院)	○令和元年12月17日付けで、医療法人社団東光会から戸田中央総合病院(戸田市)の直線加速装置1台の追加設置等について、変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用にあたって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和2年1月30日に許可。	放射線規制部門
169			承認使用に係る変更承認について(京都大学医学部附属病院)	○令和元年11月22日付けで、国立大学法人京都大学から医学部附属病院(京都市)の放射線発生装置(医療用リニアック)の使用施設の構造変更(遮へい構造の増設)について変更承認申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用にあたって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和2年2月3日に承認。	放射線規制部門
170			許可使用に係る変更許可について(岸和田徳洲会病院)	○令和2年1月14日付けで、医療法人徳洲会から岸和田徳洲会病院(岸和田市)の直線加速装置1台の追加設置について、変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用にあたって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和2年2月13日に許可。	放射線規制部門
171			許可使用に係る変更許可について(量子科学技術研究開発機構千葉地区)	○令和元年12月6日付けで、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構から千葉地区(千葉市)における密封されていない放射性同位元素の使用等に係る核種及び貯蔵能力の追加、排気及び排水の系統変更、密封された放射性同位元素の使用の場所の追加等について、変更許可申請があった。 ○審査の結果、非密封及び密封の放射性同位元素の使用にあたって、使用施設等の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和2年2月17日に許可。	放射線規制部門
172			許可使用に係る変更許可について(江戸川病院)	○令和元年12月6日付けで、社会福祉法人仁生社から江戸川病院(江戸川区)のCo60線源による治療装置を直線加速装置に変更することについて、変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用にあたって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和2年2月17日に許可。	放射線規制部門

173			許可使用に係る変更許可について(湘南鎌倉総合病院)	<p>○令和2年1月15日付けで、医療法人沖縄徳洲会から湘南鎌倉総合病院(鎌倉市)に新たな治療室を増設し、直線加速装置1台を追加設置することについて、変更許可申請があった。</p> <p>○審査の結果、放射線発生装置の使用にあたって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。</p> <p>○令和2年3月5日に許可。</p>	放射線規制部門
174			許可使用に係る変更許可について(鹿児島県立大島病院)	<p>○令和元年12月18日付けで、鹿児島県から県立大島病院(奄美市)の放射線発生装置(直線加速装置)の増設及び保管廃棄設備の設置について変更許可申請があった。</p> <p>○審査の結果、放射線発生装置及び保管廃棄設備の使用にあたって、使用施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。</p> <p>○令和2年3月17日に許可。</p>	放射線規制部門
175			許可使用に係る変更許可について(南部徳洲会病院)	<p>○令和2年2月6日付けで、医療法人沖縄徳洲会から南部徳洲会病院(島尻郡八重瀬町)の直線加速装置1台の追加設置について、変更許可申請があった。</p> <p>○審査の結果、放射線発生装置の使用にあたって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。</p> <p>○令和2年3月19日に許可。</p>	放射線規制部門
176	特定許可使用者に係る合併又は分割の認可関係	放射性同位元素等規制法第26条の2第1項の規定による特定許可使用者に係る合併又は分割の認可(重要なものを除く。)に関すること。	承認使用者である法人の合併に係る認可について(国立大学法人東海国立大学機構)	<p>○令和2年3月23日付けで、国立大学法人岐阜大学(岐阜市)から国立大学法人東海国立大学機構(名古屋市)との吸収合併について、合併に係る認可申請があった。</p> <p>○審査の結果、承認使用者の地位が適切に承継されること等を確認。</p> <p>○令和2年3月31日に認可。</p>	放射線規制部門